

白河城下景観まちづくり協定書

平成24年1月20日 協定

白河城下景観まちづくり協定書

(目的)

第1条 この協定は、都市計画道路「白河駅白坂線」沿線の大工町・手代町・袋町地域において、良好な景観を守り、育て、城下町にふさわしい品格ある美しいまちづくりを行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「白河城下景観まちづくり協定」とする。

(協定の締結)

第3条 この協定は、次条に定める協定の区域内の住民（借地権者を含む）、事業者（以下「協定者」という）で、第1条に定める目的に賛同する者の合意により締結する。

(協定の区域)

第4条 この協定の区域は、別紙区域図のとおりとする。

(まちづくり景観形成の基準)

第5条 地域のまちづくり景観形成のため、協定者は建築物等の新築・増築・改築・修繕・模様替え等を行う場合には、次の基準にのっとり、これを遵守するものとする。

(1) 建築物

①位置

まちの一体感の演出から、隣接する建築物と壁面線の調和に努める。

②高さ

小峰城跡三重櫓に対する眺望の確保に配慮し、地上3階建てまでとする。

③形態および意匠

お城のある落ち着いたまちにふさわしい和風の建築とし、屋根は勾配のあるものとする。

④色彩

屋根は落ち着いた色のある黒色・茶色系統とし、外壁は白色・黒色・茶色系統を基調とした和風の感覚で統一する。

なお、屋根および外壁に使用する色彩は、以下の表に適合するものとする。

色相	彩度	明度
R	3以下	制限なし
YR		
Y		
その他	2以下	

注) 色相については、JIS Z 8721-1993 に準拠して作られた標準色票である。

⑤素材

反射系のものは使用しない。

⑥緑化および通りに面した柵等

敷地内は緑化に努め、通りに面して柵などを設ける場合は生垣または板塀とし、板塀の色彩は黒色・茶色系統とする。

⑦その他

店舗等にシャッター等を設ける場合は、透過性が高く開放感のあるものとして、まちのにぎわいの演出を図る。

また、空調の室外機など建築設備等は通りから目立たないように配慮する。

(2) 立地のできない建築物の用途等

用途地域区分の「近隣商業地域」で禁止されているものや、以下の表に該当する建築物等は建築しないものとする。ただし、料理店は除外する。

また、店舗等および事業所等を建築する場合の床面積の上限は 500 m²とする。

立地のできない建築物の用途
<ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等 ・テレホンクラブ、ラブホテル等 ・危険性や環境を悪化させるおそれがある工場 ・火薬、石油類、ガスなどの危険物を貯蔵、処理する施設

(3) 駐車施設・自動販売機など工作物

敷地内に駐車施設や、自動販売機など工作物を設ける場合は、色彩や位置を工夫して景観に配慮したものとする。

(4) 駐車場

主要道路に面して駐車場を設ける場合、まちの連続性を確保するため、隣地境界はブロック塀としない。

(5) 看板

①色彩

黒色・茶色系統とする。

②素材

木調・自然素材のものを推奨し、反射系のものは使用しない。

③設置のできない種類

ネオンや電光表示の看板は設置しない。

(運営委員会の設置)

第6条 この協定の運営に関する事務を円滑に処理するため運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会は、協定者の互選により選出された委員数名をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に次の役員を置く
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長2名
 - (3) 庶務1名
 - (4) 監査2名
- 5 委員会は、景観まちづくりの有識者である次の者から助言を求めることができる。
 - ・NPO 法人しらかわ建築サポートセンター
- 6 この協定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

(委員会の承認)

第7条 協定者は、建築物等の建築等を行おうとする場合は、あらかじめ委員会に対し、その計画に関する図書を提出して、第5条に規定する基準への適合について承認を得なければならない。

(基準に適合しない場合の措置)

第8条 委員長は第5条の基準に適合しない行為があったと認めた場合は、委員会の決定に基づき、当該行為者に対して工事施工の停止を求め、かつ、書面により相当の猶予期間を設けて当該行為を是正するための必要な措置をとることを求めることができる。

- 2 当該行為者は、前項の請求があった場合には、これに従わなければならない。

(効力の継承)

第9条 この協定は、効力を発することとなった日以後に、土地所有者等になった者に対しても、その効力を有するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。

- 2 協定の期間満了までに、協定者の過半数からの申し出がなければ、この有効

期間はさらに5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び廃止)

第11条 この協定の内容の変更は、協定者の全員の合意により成立するものとする。

2 この協定の廃止は、協定者の過半数の合意により成立するものとする。

(目的達成のための取組み)

第12条 協定者は、この協定の目的を達成するため、運営委員会の企画等によるまちづくりのための取組みを実施していくものとする。

(補足)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、委員会において別に定める。

この協定に同意し、以下に署名押印する。

平成 年 月 日

協定代表者 住 所 _____

氏 名 _____ □

協 定 者 住 所 _____

氏 名 _____ □

協 定 者 住 所 _____

氏 名 _____ □

協 定 者 住 所 _____

氏 名 _____ □

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□

協定者 住所_____

氏名_____□